

国名
カンボジア
在外公館名
在カンボジア日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月22日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<ul style="list-style-type: none"> ・カンボジアにおいては、旅行者が自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入する医薬品の取扱いについて明確にされたものはない。 ・しかしながら、入国時に、税関職員が荷物検査を行うことがあり、検査官が荷物中の医薬品について「持ち込み可」、「持ち込み不可」を判断する場合があることから、医薬品を自己の疾病に使用するため持ち込む場合には、その医薬品の必要性を説明できるよう、英語による処方箋をあらかじめ準備して携行することが望まれる。
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> ・カンボジア税関が、国内へ商用目的による持ち込み制限、禁止している品目リストを政令（下記URL）により示している。 http://www.customs.gov.kh/wp-content/uploads/2015/05/Anukrit-209-on-Enforcement-of-the-List-of-Prohibited-and-Restricted-Goods.pdf ・同リスト P85 から P90 に薬が掲載されており、そのうち、以下の薬品は、カンボジア保健省に持ち込みに当たり事前の許可を受けなくてはならないとしている。

- ・麻薬：リスト No. 1010 コカイン、No. 1059 モルヒネ
- ・向精神薬：リスト No. 1000 エフェドリン、No. 1001 プソイドエフェドリン、No. 1002 カチン、No. 1004 フェネチリン、No. 1008 リゼング酸、No. 1083 フェノバルビタール、ジアゼバム、クロルプロマジン